

東京圏内の条件不利地域について

東京圏内の条件不利地域とは、東京圏において、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「山村振興法」、「離島振興法」、「半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法」で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。

具体的な市町村は以下の表のとおりである。

東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

以上の地域から本市に移住した場合は、以下の該当から外れるため、移住支援金の支給は不可。

「足利市移住支援金要綱」

第三条 移住支援金の交付対象者の要件（１）移住元の居住等の要件

（１）住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。